

## 平成 28 年度 第 2 回 新潟市福祉有償運送運営協議会

平成 28 年 11 月 1 日 (火) 午後 2 時～

新潟市役所本館 6 階 第 2 委員会室

(司会)

ただ今から、平成 28 年度第 2 回新潟市福祉有償運送運営協議会を開催いたします。本日、司会を務めさせていただきます新潟市福祉総務課の大谷と申します。本日はご多忙の中、委員の皆様よりお集まりいただき厚くお礼申し上げます。はじめに、事務局から一言申し上げます。

(福祉総務課長)

新潟市福祉総務課長の外山でございます。本日はお忙しい中お集まりいただきまして、大変ありがとうございます。本日の協議ですけれども、更新登録 3 団体、今年度上半期の実績報告が主な内容となっておりますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

(司会)

それではまず議事に入ります前に、資料の確認をお願いいたします。本日使用いたします資料は、次第、資料 1「前回配布資料(修正版)」、資料 2「前回協議会での質問について」、協議 1「社会福祉法人いぶきサポート協会協議概要」、協議 1(参考)「協議申請書類」、協議 2「NPO 法人 C I L 新潟協議概要」、協議 2(参考)「協議申請書類」、協議 3「社会福祉法人新潟みずほ福祉協議概要」、協議 3(参考)「協議申請書類」、報告 1「福祉有償運送登録団体実施概要一覧」のほか、実施団体からの実績報告書が「福祉有償運送登録団体実施概要一覧」の順に 17 団体配布しております。以上でございます。ご確認ください。よろしいでしょうか。

まず、委員改選後初めて参加される委員の皆様をご紹介します。

新潟青陵大学福祉心理学部准教授、藤瀬竜子委員でございます。

(藤瀬委員)

藤瀬でございます。よろしくお願いいたします。

(司会)

新潟ボランティア連絡会書記、石井和子委員でございます。

(石井委員)

石井でございます。よろしくお願いいたします。

(司会)

福祉有償運送利用者代表、岩森三千代委員でございます。

(岩森委員)

岩森でございます。よろしくお願いいたします。

(司会)

本日は、福島委員、佐藤委員、後藤委員からご欠席の連絡をいただいております。

11名の委員のうち8名の委員の皆様が出席されており、規則第6条第2項に定めた委員の過半数の出席を超えておりますので、この会議が成立していることをご報告いたします。

それでは、議事に入る前に、前回協議会でいただいた質問について事務局から説明をさせていただきます。

なお、本日も会議概要作成のため録音させていただきます。

(事務局)

それでは、事務局から説明いたします。

まず、前回ご指摘いただきました「NPO法人こころ楽楽」の実利用会員数についてですが、集計ミスがあったとのことですので、正しい数字に修正したものを、資料1の前回配布資料修正版を机上にお配りしております。後ほどご確認いただければと思います。申し訳ありませんでした。

続いて、前回ご質問いただきました福祉有償運送の現状についてですが、資料2「前回協議会での質問について」をご覧ください。

まず、質問概要①の「福祉有償運送の現状」についてですが、「2. 福祉有償運送をとりまく現状」をご覧ください。現在、福祉有償運送実施事業所は、すべて障がいサービスの移動支援と併せて実施していきまして、移動支援を実施している社会福祉法人等事業所のうち、福祉有償運送実施事業所は17、公共交通機関等利用事業所は14となっております。以上が、福祉有償運送の現状になります。

そして、質問②の「今後移送サービスのニーズに対応できるのか」についてですが、表1及び表2をご覧ください。福祉有償運送実施事業所及び使用福祉車両台数の推移と、参考までに福祉タクシーの台数推移を記載しています。現在、福祉有償運送の旅客対象である「障がい者手帳所持者」及び「要介護・要支援認定者」等の数は増加傾向にあるため、今後、移送サービスのニーズも高まっていくことが考えられます。実施希望事業所があるということは聞いていますのでけれども、それがどのように推移していくかということは、現段階では不明です。説明は、以上になります。

(司会)

ただいま事務局から、前回協議会での質問について説明させていただきました。ご質問等ございませんでしょうか。

特にないようですので、それでは、前回協議会につきましては、以上となります。

続きましては、佐野会長ほうから議事進行をお願いいたします。

(会 長)

それでは、議事次第にしたがいまして議事を進めていきたいと思えます。

まず、議事(1)「福祉有償運送の更新登録申請について」です。今回、更新新登録について、3件の協議依頼がありました。まず、「社会福祉法人いぶきサポート協会」さんです。登録の更新について協議するにあたり、実績報告も併せて事務局から説明していただきたいと思えます。

では、事務局から内容の説明をお願いいたします。

(事務局)

<「社会福祉法人 いぶきサポート協会」の更新登録申請について、平成28年度上半期の実績報告と併せて、資料にもとづき説明>

(会 長)

ありがとうございました。

ただいまのご説明に関してご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

これは、更新ということで前回も登録されていると思うのですがけれども、実績以外で前回と異なった点があれば、教えてください。

(事務局)

前回というと、最初に登録されたということですね。

(会 長)

前回の登録とあまり変わっていなければ、認めないこともないなど、変わった点だけ少しチェックすればいいかなという意図ですけれども。

(事務局)

対価等は、特に変更はなかったかと思えますが、運転者であったり、車両の台数等は、それぞれ変化はあるかと思えますが、どのように変わったかについては、今、こちらでは把握しておりません。

(会 長)

基本的には、前回の申請と同じということで。

(事務局)

そうです。

(会 長)

ありがとうございます。

(高橋委員)

よろしいですか。少しお聞きしたいのですけれども、運送の対価の件で、対価はキロあたり40円という格好、それは結構なのですけれども、複数乗車の対価について少し読み上げます。「複数乗車の場合、1運行1契約として、対価は人数の頭数で割るなどして、相乗りのような形で、複数乗っても全体として1人に対する対価と同じにする」ということは、要はA・Bの2の方がいらっしゃったとして、Aの方をお迎えにあがり、Bの方のところを經由して同じところへ行くということのものがあれば、例えば病院とか施設とかいろいろあると思うのですが、そういった場合に、Aの方がより遠いところ、Bの方はその施設に近いところになったときに、これは頭割りとなってしまうと、遠い方は車とくつつくわけですけれども、近い方は損といったら失礼ですけれども、あるわけです。実際にそうなれば、一人ひとりの距離は、相乗り自体は別に問題ないでしょうけれども、対価は1契約、1運行に2契約という格好のほうが、本当は分かりやすいのではないのかなという気がするのだけれども、そのような場合、どういった対応をされているのか、少しお聞きしたいと思います。

(事務局)

では、いぶきさん、お願いしてもよろしいですか。

(いぶき)

では、私のほうから、その件で説明させていただきます。基本的には、複数乗車の場合は、同じところから同じところへの場合があるのですけれども、移動支援等々の例えば学校とか、事業所等への送迎の場合については、自宅にお迎えにあがって学校に届ける場合は、複数乗車の場合、当然自宅が違いますので距離差が出て来ます。そのときには、最初に乗っていただいた方は、2人目の方が乗るまでの間は、その方の単独の料金になります。それで、複数乗車になった状態から目的地が一緒のもので、その間は頭割りという形になります。ですから、最初に乗った方は、単独で乗った分は負担になります。そういう形をとらせていただいています。

(高橋委員)

大変恐縮です。ありがとうございました。分かりやすくご説明いただいて。

(会長)

ありがとうございました。ほかに何かご質問、ご意見はございますでしょうか。

ないようですので、「いぶきサポート協会」さんの申請内容について意見をとりまとめたいと思います。申請内容に特に問題がないようですので、これで協議が整ったものと思いたいますが、よろしいでしょうか。

<「異議なし」の声>

(いぶき)

ありがとうございます。

(会 長)

ありがとうございました。

続きまして、2件目の「特定非営利活動法人C I L新潟」さんの更新登録申請についてです。  
事務局から内容の説明をお願いいたします。

(事務局)

<「特定非営利活動法人 C I L新潟」の更新登録申請について、平成28年度上半期の実績報告と併せて、資料にもとづき説明>

(会 長)

ありがとうございました。ただいまのご質問に対して、ご質問・ご意見等はございますでしょうか。

(竹村委員)

運輸支局竹村でございます。お手元の協議2の参考のものと協議2、今ご説明いただいた中で見ていたのですが、会員数が16名となっております、これは9月10日の協議依頼で16名とされているのですが、一方、先ほどご報告いただいた報告1の資料を見ると、会員さんは17名となっておりますが、1名差があるのですが、これはどちらのほう正しい数字になるかということと、あともう一つは、旅客の範囲でございますけれども、協議2の参考の3ページをご覧くださいと、7番「運送をしようとする旅客の範囲」というのがあって、イトウになっております。実際のところ、会員名簿を拝見すると、2の方はいらっしゃらないのですが、これは2の方も移送する準備はあるけれども、今のところ会員さんはいらっしゃらないということではよろしいのか、その2点です。

(事務局)

それでは、まず1点目についてなのですが、協議2のほうの資料、こちらは9月10日時点で法人から出てきたものを元に作成しております。9月10日時点では、利用会員が16名だったのですが、その後1名が増えまして、報告1の9月30日現在では17名になっております。

2点目についてなのですが、旅客の範囲につきましては、今後、2の方々の移送する準備がある、移送する可能性があるということで、ここにこう書いてあります。以上です。

(竹村委員)

今の件で、関連して重ねのご質問です。この申請は、今後、新潟県のほうにお出しになるの

ですね。それで、申請書の日付は入っていないのですが、これは今日以降の日付で、会員数は17名ということで修正してお出しになるということ。

(事務局)

そうです。県に出す際はすべて日付を入れまして、出す時点での人数を県には報告することになります。

(竹村委員)

分かりました。ありがとうございます。

(会 長)

ありがとうございます。ほかに何かございますでしょうか。

(藤瀬委員)

初めてなので分からないことがあり、教えていただきたいと思います。更新については異議はないのですが、参考資料の41ページから44ページの部分にあたります、車両の契約に対して伺いたいと思うのですが、持込の車両についての契約書かと思うのですが、一つ目の契約書のほうは、運転範囲と「C I L新潟」さんとの契約で、次の43ページからのほうは、同じく「C I L新潟」さんと持込車ということになっているのですが、拝見しますと、持込車というのは、その方が運転をされないご家族のということになるのだらうと思うのですが、そうした場合、運営指針のどこでその契約について読めばいいのかというのが分からなくて、例えば運営協力者であれば、運営指針の3ページの使用車両の(2)使用権原のところ、「運営協力者との契約は、この10号様式」とあるのですが、そうでない方の場合との契約については、どこにあるのかということをお聞かせいただければと思います。

(竹村委員)

今のご質問、今一度、確認させてください。通常であれば、施設が持っている車を使うのだけれども、運転手で協力される方がいらっしゃる場合、その方の名義のものについても使用することができるか、どうかということでしょうか。

(藤瀬委員)

明確でなくてすみません。施設所有でなくても、運転者として協力する方については、この10号の様式を使った契約書を結べば、その車両を使用してよいというふうに指針から読めるのです。43ページのほうは、運転協力者という方でないと思うので、ご自分の、あるいはご家族の車を持ち込むのだけれども、その方が運転するわけではない、あるいは運転協力するわけではないと、少しその中身が違うのかなと思うのですが、その後者の場合は運営指針でいうと、どこにあたるのかと思ひまして、あるいは運転協力者と同じ様式で契約するということがよいというふうにどこかで読めばいいのか、すみません、そこの確認でした。

(竹村委員)

代わりに回答して教えましょうか。すみません。

昨年の4月から新潟県のほうに事務権限が移ったのですが、その前は国土交通省でやっておりました。今のご質問なのですけれども、手元に資料を持って来ていないのですが、以前は国土交通省が定めた基準、取扱要領がございまして、その中で定められていて、結論からいうと、これはOKなのですけれども、指針の3ページに使用権限というものがあって、今お話しの部分なのですけれども、運転協力者というのは、その施設にボランティアとして勤務されている方はそうなのですけれども、その方の持っている車であれば、その車検証でもって使用権限が確認できるのでいいのですが、その方のご家族の場合、これはまた運転協力者という位置づけになります。そうしたときに、車検証にその方のご家族の名義になっていれば、その方と施設というのは関係がないものですから、施設に使うこと、施設の運転として家族の者が使うことを了承しますよという確認書、契約書をここに付けていただいているということになります。

(藤瀬委員)

であるとすると、運営指針の(2)の使用権限の3行目のところで、「運転者として」というあたりが、ここだけだと読み切れないかと思ひまして、どこで読むのかという質問でした。ありがとうございました。とてもよく分かりました。

(事務局)

申し訳ありません、ありがとうございました。

(会 長)

運営指針を読めるように変える必要はあるのですか。

(事務局)

こちらでも研究しまして、指針の改正についても今後検討していきたいと思ひます。申し訳ありません。ありがとうございました。

(会 長)

ありがとうございました。ほかに、何かございますでしょうか。

ないようですので、「C I L新潟」さんの申請内容について意見を取りまとめたいと思ひます。申請内容に特に問題はないようですので、これで協議が整ったものと思ひたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

<「異議なし」の声>

(会 長)

ありがとうございました。それでは、協議が整いましたので、団体は県への申請準備をお願い

いたします。

最後に、「社会福祉法人新潟みずほ福祉会」さんの更新登録申請についてです。事務局から内容の説明をお願いいたします。

(事務局)

<「社会福祉法人 新潟みずほ福祉会」の更新登録申請について、平成 28 年度上半期の実績報告と併せて、資料にもとづき説明>

(会 長)

ありがとうございました。ただいまのご説明に関して、質問、ご意見等がございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

特にご意見もないようですので、「新潟みずほ福祉会」さんの申請内容について意見を取りまとめたいと思います。申請内容に特に問題がないようですので、これで協議が整ったものと思いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

<「異議なし」の声>

(会 長)

ありがとうございます。それでは、協議が整いましたので、団体は県への申請準備をお願いいたします。

それでは、2 番の議事が終わりましたので、3 番の報告に移りたいと思います。「平成 28 年度（上半期）福祉有償運送運行状況実績報告」です。今回は平成 28 年度の上半期分について、報告していただくことになっています。現在、登録されている 17 団体の平成 28 年 4 月から平成 28 年 9 月までの実績報告書を基に事務局から順次、実績内容の報告をしてもらい、それに対して必要に応じてご意見、ご質問を受ける形で進めていきたいと思っています。最初に、登録団体全体の実績報告を事務局からお願いいたします。

(事務局)

事務局から説明させていただきます。まず、全体の内容について、報告 1 「福祉有償運送登録団体実施概要一覧」の一番下の欄をご覧ください。全事業所の合計になります。

車両につきましては 102 台で、2 台の増となっています。運転者数は 221 名で、1 名の増です。利用会員は 1,278 名で 44 名の増となっています。

続いて、上半期の実績についてですが、延利用件数は 1 万 8,000 件あまり、実利用会員数 650 名、運行距離数 22 万 7,000 キロあまり、対価は 857 万 4,000 円あまりとなっています。事故報



告・苦情報告は、2年間どちらもありませんでした。

その他の届出等につきましては、各事業所の説明の際にさせていただきたいと思います。全体の説明は、以上になります。

(会 長)

ただいま事務局から全体の実績報告についてご説明がありましたが、何か質問等はございますでしょうか。

特にないようですので、引き続き、団体ごとの実績報告をお願いいたします。

(事務局)

<①フレンドランド福祉会、②中東福祉会、③更生慈仁会の実績報告について資料にもとづき説明>

(会 長)

ありがとうございました。ただいまのご説明に関してご質問、ご意見はございますか。

ないようですので、次の3件の説明をお願いします。

(事務局)

<④中蒲原福祉会、⑤太陽福祉会、⑥自立生活福祉会の実績報告について資料に基づき説明>

(会 長)

ありがとうございました。ただいまのご説明に関してご意見、ご質問はございますでしょうか。

ないようですので、次の3団体の報告をお願いいたします。

(事務局)

<⑦とよさか福祉会、⑨千草の舎、⑩こころ楽楽の実績報告について資料にもとづき説明>

(会 長)

ありがとうございました。ただいまの3団体の実績報告について、何かご質問はございませんでしょうか。

特にないようですので、次の3団体の説明をお願いします。

(事務局)

<⑪せいむ、⑫グリーン、⑬よりの会の実績報告について資料にもとづき説明>

(会 長)

ありがとうございました。ただいまのご説明に関して、質問等がございましたら、お願いいたします。

特にないようですから、残りの2団体のご説明をお願いいたします。

(事務局)

<⑭わあなる、⑰たんぼぼカンパニーの実績報告について資料にもとづき説明>

(会 長)

ありがとうございました。ただいまのご説明に関して、何かご質問はございませんでしょうか。全体を通して何か、1番から17番までの団体の実績について、何かご質問はございますでしょうか。

ないようですので、本日の議事を終了したいと思います。事務局から今後の予定について、お願いいたします。

(司 会)

本日はご審議いただき、ありがとうございました。委員の皆様からのご意見につきましては、今後の協議会に反映していきたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくをお願いいたします。

今回、協議が整った団体については、協議が整った旨の文書を事務局より発行いたしますので、県のほうへ登録の手続きを行っていただきます。

また、本日の資料につきましては、個人情報が含まれている部分がありますので、持ち帰らずに、そのまま机上に置いていってくださるようお願いいたします。ご持参いただきました運営指針につきましては、お持ち帰りいただき、次回まで保管をお願いいたします。

なお、3月までに新規の登録申請団体がなければ、ほかに予定している案件はございませんので、今回が今年度最後の開催となります。来年度、最初の開催時期につきましては、今のところ7月頃を予定しておりますが、近くなりましたら、また改めて日程調整をさせていただきたいと思っております。

それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。

駐車券は、処理済みのものが受付にございますので、お帰りの際にお受け取りください。

本日は、どうもありがとうございました。